

(仮称) 道の駅城東基本計画策定業務委託
仕様書

令和4年度

津山市都市建設部

都市計画課

(仮称)道の駅城東基本計画策定業務委託 仕様書

1 適用

本仕様書は、津山市（以下、「委託者」という。）の依頼により請負人（以下、「受託者」という。）が行う「(仮称)道の駅城東基本計画策定業務委託」（以下、「本業務」という。）において適用される主要事項を示すものである。

2 調査目的

本業務は、本市と国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所（以下、「国道事務所」という。）が城東地区の国道53号沿いに整備を予定している「(仮称)道の駅城東」について、過年度までに作成した「(仮称)道の駅城東企画提案書」を踏まえた上で、道路利用者の休憩施設機能のほか、情報発信機能や防災機能を有し、本市のゲートウェイとなる拠点施設として、市民の意向や道の駅利用者のニーズに沿った整備を総合的に推進するための基本計画を策定することを目的とする。

3 委託業務名

(仮称)道の駅城東基本計画策定業務委託

4 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

5 業務内容

(1) 計画準備

業務の実施にあたり、業務の概要、実施方針、作業計画書、技術者の配置計画、打ち合わせ計画等を取りまとめた業務計画書を作成し、本市に提出するものとする。なお、検討に必要な与条件・資料は、委託者より提供する。

【提供資料】

- ① (仮称)道の駅城東企画提案書（令和3年度）
- ② 城東まちの駅基本計画資料作成業務委託報告書（令和2年度）
- ③ 城東まちの駅（仮称）基本方針検討業務委託報告書（令和2年度）
- ④ その他、関係機関協議資料等

(2) 基本方針（案）の検討

① 基本理念の検討

城東地区のまちづくりを含めた「（仮称）道の駅城東」に関する現状や課題、上位関連計画での位置づけを踏まえた上で、次の観点から「（仮称）道の駅城東」の整備に向けた基本理念を検討する。

ア 魅力的で多様な情報の発信拠点

イ 地理的優位性を活かした交流人口の拡大

ウ 誰でも安心・安全にいつでも利用できる道路の休憩施設

エ 城東重伝建地区や旧苅田家住宅との連携による賑わい創出

オ 災害発生時の災害拠点としての役割

カ 市と国道事務所が施工・管理を協働で行う一体型整備

② 導入機能に関する基本方針の検討

①で整理した基本理念の実現に資する「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」の道の駅に必要な基本的な機能のほか、「防災拠点機能」や「本市固有の文化を体験できる機能」、さらに女性活躍推進を背景とした中で「女性をターゲットとした機能」や外国人観光客などインバウンド需要に対応する「多言語案内機能」など、特色のあるデザイン・機能の導入に関する基本的な方針を検討する。

③ 整備・管理運営に関する基本方針の検討

基本理念の実現に向けて、隣接する国指定重要文化財の旧苅田家住宅との一体的管理運営を基本に、民間活力導入の可能性も含めて想定される事業手法を検討し、整備及び管理運営に関する考え方を整理した基本方針を検討する。また、旧苅田家住宅の保存・整備が完了するまでの暫定的な管理運営期間への対応も検討する。

④ 基本方針（案）のとりまとめ

①～③を検討した結果を整理し、各種会議等での協議・調整を踏まえて基本方針（案）をとりまとめる。

(3) 基本計画（案）の策定

① 利用者ニーズ調査

（仮称）道の駅城東の基本方針（案）を踏まえ、当該道の駅の主な利用者を想定し、利用者ニーズ調査を実施する。具体的には、津山市内の主要な観光地区（5地区）の来訪者に対する現地ヒアリング形式の調査を企画し、調査結果をとりまとめる。なお、サンプル数は200件程度を予定する。

② 導入機能及び施設規模の検討

（仮称）道の駅城東の基本方針（案）を基に、当該道の駅に導入する機能を検討し、必要な施設規模、形態について検討する。検討に際

しては、施設間の連携と城東重伝建地区や旧苅田家住宅整備の連携について配慮する。

③ 配置計画の検討

国道からのアクセス、施設規模を考慮し、ゾーニングや歩行者導線等を踏まえた配置計画を検討する。検討にあたっては、整備区域を有効に活用できるよう、ゾーニング計画・導線計画等について配置方針を決定し、その方針に基づく配置計画及び施設イメージを検討・提案する。セールスポイントとなる施設イメージについては、3種類のイメージ図を作成し、併せて道の駅全体の完成イメージ鳥観図を2種類作成する。

④ 概算事業費の算出

施設規模や配置計画を基に、今後国道事務所と締結を予定している管理施工協定書（案）に従い、施工区別に概算事業費を算出する。また、資金調達の観点から、導入機能や施設規模を踏まえて、活用可能な補助制度等について検討する。

⑤ 事業手法の検討

整備にあたって必要となる各種法令許可資料やインフラの整備状況（周辺の道路及び水路）を整理する。また、（仮称）道の駅城東の基本方針（案）を基に、本事業において想定される整備手法や管理運営手法について、その特徴や実現に向けた課題等を検討する。

また、旧苅田家住宅の保存活用事業のスケジュールに応じた道の駅との一体的な管理運営について、段階的に整理し、民間活力導入の可能性も含めて想定される事業手法を整理する。その際、国道事務所との管理協定書（案）を踏まえた上で、管理運営に関する概算収支を算出する。

⑥ 事業スケジュールと今後の課題検討

道の駅開業までの事業スケジュールを施工者毎に整理するとともに、事業実施に向けた課題について検討する。

また、開業後から旧苅田家住宅の整備完了までも踏まえた場合の想定スケジュールを作成する。

⑦ 基本計画（案）の策定

①から⑥を検討した結果を整理し、各種会議等での協議・調整を踏まえて基本計画（案）を策定する。

（4）各種会議の開催支援

基本方針（案）の検討、基本計画（案）の策定に係る各種会議の開催に際し、必要な資料データ作成や議事録作成等を行う。

- ①津山市道の駅城東整備促進協議会（仮称）「有識者会」
3回程度の開催を予定（その他必要に応じて開催する。）
- ②津山市道の駅整備検討会（仮称）「庁内作業部会」
4回程度の実施を予定（その他必要に応じて開催する。）
- ③道路管理者等関係機関との協議の支援
5回程度の実施を予定（その他必要に応じて開催する。）
- ④岡山県幹線道路協議会「道の駅」推進部会
1回程度の開催を予定（その他必要に応じて事前協議を予定する。）

（5）打ち合わせ

本業務における打ち合わせは、業務着手前、中間期5回、成果品納入時の計7回程度を予定し、協議後に議事録を作成し、相互に確認する。

業務着手時及び成果品納入時は、原則として主任技術者が立ち会うものとする。

（6）成果品の作成

成果品は、報告書（電子媒体、紙）を作成する。なお、紙ベースの報告書は簡易報告書とし、作成部数は2部とする。

6 関係法令及び共通仕様書

本業務は、本仕様書によるほか、下記の法令等に準拠するものとする。

- （1）津山市契約規則
- （2）道路構造令の解説と運用 「（社）日本道路協会」
- （3）駐車場設計・施工指針 同解説 「（社）日本道路協会」
- （4）その他関係法令

7 届出等

本業務に先立ち、受託者は下記の書類を提出し、委託者の承認を受けるものとする。

- （1）主任技術者選任届及び同経歴書
- （2）工程表
- （3）着手届
- （4）その他、委託者が指示する書類

8 主任技術者等

- ① 受注者は、秩序正しい業務を行うため高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する必要数の技術者を配置しなければならない。

- ② 受注者は、本業務における技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。また、主任技術者は、技術士（都市及び地方計画）資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術管理を行わなければならない。
- ③ 受注者は、本業務に関して主任技術者とは別に、成果品の内容について技術上の照査を行う照査技術者等を定め、発注者に通知しなければならない。
- ④ 主任技術者及び照査技術者は、平成24年度以降の同種業務実績を有するものとする。なお、同種業務とは、道の駅に関する計画又は設計業務（基本構想、基本計画、基本設計、詳細設計の内いずれか）である。
- ⑤ 業務担当者は、以下の要件を満たすものを1名以上配置すること。
なお、業務実績の要件を満たせば、同一の担当者が複数の業務を担当することが出来る。
 - a) 平面交差点詳細設計の業務実績（平成24年度以降）を有するもの。
 - b) 道の駅における民間活力導入可能性調査・検討及びアドバイザー業務実績（平成24年度以降）を有するもの。
 - c) 一級建築士で、道の駅に関する建築施設の計画及び設計業務実績（平成24年度以降）を有するもの。

9 資料の貸与

発注者は受注者に対し、本業務に必要と認められる資料を貸与するものとする。

受注者は貸与された資料についての紛失、汚損、破損のない様、その取扱いには十分注意し、本業務終了後は速やかに返却（データ関係は消去）するものとする。なお、万が一汚損、破損、紛失の場合は、受注者に於いて一切の責任を負うものとする。

10 秘密の保持

受託者は、本業務の履行により知りえた秘密を、発注者の了承なく他に公表、貸与、複製または使用してはならない。

11 疑義

この仕様書に明示なき事項及び業務上の疑義が生じた場合、委託者受託者双方協議する。数量に大幅な変更がある場合、監督員に連絡し指示を受けること。

但し、軽微な数量の変更については契約変更しないものとする。

12 検査

業務終了にあたり、受託者は速やかに末尾に掲げる成果品を提出し、委託者に検査を受け、合格した時点で完了とする。但し、その後において誤りが発見された場合、委託者の指示により指定期日までに受託者の責任で誤り等を訂正しなければならない。

1.3 納品及び納品場所

- (1) 納 期 契約日から令和5年3月15日まで
- (2) 納品場所 津山市都市建設部都市計画課

1.4 成果の部分使用

受託者は、調査を終えたデータ等を、随時監督員に提出し、指示・確認を受けるものとし、委託者は、当該調査結果を、納品前にあっても業務に使用できるものとする。

1.5 成果品の帰属

本業務にかかる成果品およびその内容は委託者が帰属所有するものとし、委託者の承認を受けずに貸与してはならない。

また、受託者は、本件委託業務において作成した成果品の全てについて、契約書に従い著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項に規定する権利である著作権者人格権を行使しないことを予め承諾するものとする。

また、著作権法第21条から第28条までに規定する権利である著作財産権は、完成と同時に津山市に無償で譲渡されるものとする。そのほか、著作権に関する事項は契約書記載のとおりとする。

1.6 成果品

- ・ 報告書 2部
- ・ 電子データ 一式

1.7 問い合わせ先

〒708-8501
岡山県津山市山北520
津山市役所 都市建設部 都市計画課
担当 主幹 大岩 哲也
TEL 0868-32-2097 FAX 0868-32-2155